

連携・協力のたたき台

連携・協力

（他の市町村との連携・協力）

議会及び行政は、他の市町村と連携かつ協力して、広域的な課題又は共通する課題の解決を図り、効率的な町政運営を行います。

（国及び北海道との連携・協力）

議会及び行政は、町が、国及び北海道と対等の関係にあることを踏まえ、お互いの責任を明確にしながら、連携かつ協力して、課題の解決を図ります。

（国際交流及び連携）

町民、議会及び行政は、国際的な視点で物事を考えることの重要性を認識し、積極的に国際社会との交流及び連携を図るとともに、そこから得られた知恵や情報を課題の解決に活かすものとします。

【解説・考え方】

（他の市町村との連携・協力）

現在、美幌町では消防等の事務を津別町と広域的に行っています。また、今後も続くと想定される厳しい財政状況の中、例えば公共施設の整備や維持管理を他の市町村と共同で行うことも考えられます。このように、他市町村と連携・協力を図り、広域的な課題又は共通する課題の解決を図ることにより、効率的な町政運営を行うことを規定しています。

（国及び北海道との連携・協力）

地方分権一括法の施行により、市町村は、国、北海道と対等な関係として位置づけられたことを踏まえ、互いの責任を明確にしたうえで、連携・協力して課題の解決を図ることを規定しています。

（国際交流及び連携）

これからの美幌町のことを考えるに当たっては、国際社会に目を向けて、国際的な視点で考えることも必要な時代となります。現在、美幌町ではニュージーランドのケンブリッジと友好姉妹都市の提携を行っていますが、これにとどまらず、より多くの地域、人々と交流、連携し、物事を考えていくとともに、これにより得られた知恵や情報を課題の解決に活かしていくことを規定しています。

【町民会議では】

他の市町村との連携・協力、国及び北海道との連携・協力について規定することは、委員のほぼ共通した意見でした。また、これからの時代は世界的な視野で物事を考える必要性が指摘され、国際社会との交流・連携についても規定することとしました。